大阪府規則第五十一号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条

例施行規則の一部を改正する規則

　大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| (機能訓練指導員の資格)  第三条　（略）  　一―五　（略）  　六　あん摩マツサージ指圧師、はり師、き　　ゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条のあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者（はり師免許又はきゆう師免許を受けた者にあっては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マツサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他知事が認める事業所で六月以上日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練に係る業務に従事した経験を有する者に限る。）  （職員の専従）  第四条　条例第七条ただし書の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（条例第四十二条第二項（条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員とする。  （居室の定員）  第五条　条例第十一条第三項第一号イの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。  　一　次のイ、ロのいずれかに該当する場合であって、当該特別養護老人ホームの入所定員のうち、多床室（居室のうち、定員が二人以上四人以下のものをいう。以下この条において同じ。）の定員の合計数が、当該特別養護老人ホームの個室（居室のうち、定員が一人のものをいう。）及びユニットに属する居室の定員の合計数を超えないとき。  　　イ　（略）  　　ロ　（略）  　二　特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この号において同じ。）に併設される指定短期入所生活介護事業所（大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号）第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の多床室を、当該特別養護老人ホームの多床室に変更するとき。  （医師等の配置の基準）  第七条　条例第十二条第一項第二号に掲げる医師又は同項第七号に掲げる調理員、事務員その他の職員の員数は、サテライト型居住施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所のうち、当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームであって、本体施設を運営する法人により設置されるものをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出するものとする。  ２　（略）  （衛生管理等）  第八条　条例第二十八条第二項第三号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。  一・二　（略）  （事故発生の防止及び発生時の対応）  第九条　条例第三十三条第一項第三号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。  一・二　（略）  （ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等）  第十条　条例第四十二条第二項の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。  一―三　（略）  （地域密着型特別養護老人ホームの居室の定員）  第十一条　条例第四十六条第三項第一号イの規則で定める場合は、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村における要介護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。）の状況その他の地域の実情を勘案して必要と認められる場合とする。  （地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）  第十二条　条例第四十六条第二項第七号の規定にかかわらず、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を設けないことができる。この場合においては、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に係る設備を設けなければならない。  ２・３　（略）  （地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員の配置の基準）  第十三条　条例第四十七条第一項第四号の規則で定める員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。  一・二　（略）  ２―４　（略）  （地域密着型特別養護老人ホームの医師等の配置の基準）  第十四条　条例第四十七条第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  ２　条例第四十七条第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。  一・二　（略）  　三　介護医療院　栄養士又は調理師、事務員その他の従業者  　四・五　（略）  ３　条例第四十七条第二項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員にあっては、常勤換算方法で一以上とする。  ４　地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  ５・６　（略）  ７　地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが条例第四十七条並びに前条及び前各項に定める職員の配置の基準を満たし、かつ、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たしているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。  ８　条例第四十七条第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。  （ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）  第十五条　条例第五十二条第三項第六号の規定にかかわらず、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を設けないことができる。この場合においては、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に係る設備を設けなければならない。  ２・３　（略） | (機能訓練指導員の資格)  第三条　（略）  　一―五　（略）  　六　あん摩マツサージ指圧師、はり師、き　　ゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第一条のあん摩マツサージ指圧師免許を受けた者  （職員の専従）  第四条　条例第七条ただし書の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（条例第四十一条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）とする。  （居室の定員）  第五条　条例第十一条第三項第一号イの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該特別養護老人ホームの入所定員のうち、多床室（特別養護老人ホームの居室のうち、定員が二人以上四人以下のものをいう。以下この条において同じ。）の定員の合計数が、当該特別養護老人ホームの個室（特別養護老人ホームの居室のうち、定員が一人のものをいう。）及びユニットに属する居室の定員の合計数を超えない場合とする。  　一　（略）  　二　（略）  （医師等の配置の基準）  第七条　条例第十二条第一項第二号に掲げる医師又は同項第七号に掲げる調理員、事務員その他の職員の員数は、サテライト型居住施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所のうち、当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームであって、本体施設を運営する法人により設置されるものをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出するものとする。  ２　（略）  （衛生管理等）  第八条　条例第二十七条第二項第三号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。  一・二　（略）  （事故発生の防止及び発生時の対応）  第九条　条例第三十二条第一項第三号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。  一・二　（略）  （ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等）  第十条　条例第四十一条第二項の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。  一―三　（略）  （地域密着型特別養護老人ホームの居室の定員）  第十一条　条例第四十五条第三項第一号イの規則で定める場合は、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村における要介護者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。）の状況その他の地域の実情を勘案して必要と認められる場合とする。  （地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）  第十二条　条例第四十五条第二項第七号の規定にかかわらず、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を設けないことができる。この場合においては、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に係る設備を設けなければならない。  ２・３　（略）  （地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員の配置の基準）  第十三条　条例第四十六条第一項第四号の規則で定める員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。  一・二　（略）  ２―４　（略）  （地域密着型特別養護老人ホームの医師等の配置の基準）  第十四条　条例第四十六条第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  ２　条例第四十六条第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。  一・二　（略）    　三・四　（略）  ３　条例第四十六条第二項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員にあっては、常勤換算方法で一以上とする。  ４　地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所（大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  ５・６　（略）  ７　地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが条例第四十六条並びに前条及び前各項に定める職員の配置の基準を満たし、かつ、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たしているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。  ８　条例第四十六条第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。  （ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）  第十五条　条例第五十一条第三項第六号の規定にかかわらず、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を設けないことができる。この場合においては、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に係る設備を設けなければならない。  ２・３　（略） |
|  |  |

附　則

　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。